

確定申告お疲れさまでした。今後も記帳をしっかりしていきましょう！

税務調査の時期です・・・

確定申告も終わりほっとしている方も多いと思います。しかし、民商外では4月に入りもう税務調査に入られたと言う情報も入ってきています。商工新聞にも掲載されているように、近年は税務調査が早い時期から開始されたり、呼び出し文書などが送られてきたりしています。売上1000万円前後や無申告者はもちろんのこと、従業員だった人が、外注扱いにされ、一人親方になった人などにも、接触

を強めているようです。税務署が日時を指定し、印鑑や帳簿、証明書などを持参させ、修正申告を迫ってきています。税務署からの電話の問い合わせやお尋ね文書が届いたら、民商へ相談するようにしてください。税務署に商売をつぶされたくないよう、正しい知識と、納税者の権利を身に付けていきましょう。

税務調査についての10の心得

納税者の大切な権利です。みんなで学んで、身につけよう

1 自主申告は権利

自主申告こそ納税者の基本的な権利です

国税通則法16条

4 信頼できる立会い人を

納税者の権利を守るために、調査に応じるときは信頼できる人の立会いの上ですめること。「立会理由の青色取消は不当」

—春日裁判・東京高裁判決 1993年2月23日に確定—

8 勝手な取調べは違法

検査とは、納税者が任意に提出した関係書類などを調べることであり、承諾なしに勝手に引き出しをあけたりする調査は違法であるからハッキリ断ること

—北村人権裁判・大阪高裁判決 1998年3月19日に確定—

2 相手の身分確認を

税務署員の身分証明書(写真付)・質問検査章を出させて相手の身分を確かめること

所得税法236条
法人税法157条
消費税法62条5項

5 調査理由を確かめよう

どんな要件で何の調査に来たのか理由を確かめること。「調査理由を開示すること」

憲法13条・31条
第72国会で請願採択(1974年6月3日)

9 承諾なしの反面調査は断る

納税者に承諾なしの取引先や銀行などの調査は断ること。「反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められた場合に限って行う」

国税庁の税務運営方針

3 不都合なら断りを

突然の調査で都合が悪いときは日を改めさせることができます。「事前に納税者に通知すること」

憲法13条・31条 第72国会で請願採択
国税庁の税務運営方針

6 調査は目的の範囲に

調査はその目的の範囲内に限定させること。「資料の提供を求めたりする場合においても、できるだけ納税者に迷惑をかけないように注意する」

憲法13条・31条
国税庁の税務運営方針

10 印鑑は命

印鑑は命。税務署員に「捺印」をもとめられた場合、どんな書類でもその場ですぐ押さず、よく考えてからにすること。

公務員の職権濫用罪 刑法193条

税務調査 事前通知チェック表 <2013年1月以降の調査から適用>

国税通則法が「改正」され事前通知が法律に明記されました。税務調査を行う場合、事前に通知することが原則です。ただし事前に通知をせずに着手する例外も法律化されています。「事前通知が原則」ですから、あわせて着意して対応しましょう。

原則	事前通知あり	例外	事前通知なし	裏面
1	調査官(担当者)の所属官署と氏名	税務署 国税局	部門 課	氏名
2	調査を受ける者(調査対象者)の氏名・名称と住所	氏名・名称	住所	
3	調査日時 (都合が悪ければ変更できます) …… チェック欄 5 に関連	月 日 時	調査の期間が示された場合	月 日まで 日間
4	調査場所 (都合が悪ければ変更できます) …… チェック欄 5 に関連			
5	調査日と調査場所は、合理的理由があれば変更を協議するという説明	有・無		
6	調査の目的(理由)	①	②	
7	調査の対象となる税目(なに税か)	税	税	税
8	調査の対象期間(年分または年度(開))	年分・開 年分・開	年分・開 年分・開	年分・開

いざ、税務調査になったら

税務調査は事前通知が原則です。電話が掛かってきた場合、税務調査事前通知チェック表(左)に事前通知の内容を記入し、その後役員・事務局に連絡をしてください。

突然税務署が来たら・・・

もし、突然税務署員が来て調査をしたいと言ってきたら、その日は断ることが出来ません。通常の税務調査は任意調査で納税者の理解と協力を得て行うと規定されています。断って署員の心象が悪くなると税金をたくさん取られてしまうのではないかと考える人もいます。間違いです。納税者の権利を学び、主張することにより自分の商売を守る事が出来ます。年末に配られた自主計算パンフレットや商工新聞をよく読み、権利を学んでいきましょう。

税務調査事前通知チェック表が手元に無い方は役員・事務局まで連絡をしてください。

国保と国民年金加入の一人親方は

現場から排除しない！

社会保険未加入者に対し、年金事務所が加入勧奨の動きが強まる中、建設業をはじめ情報や対応策を求める業者の相談が相次いでいます。建設業者の社会保険未加入問題の対策として、国土交通省が2017年4月から建設業許可業者は100%社会保険に加入し、未加入の下請け業者と契約しない、未加入の作業員を現場に入れないなどの指導を強めています。

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を親会社が誤って解釈し「雇用保険に入らなければ現場に入れない」と一人親方に迫り、現場から排除されかねないという問題で、清水忠史日本共産党衆議院議員が国土交通委員会で行った質問に対し「一人親方は、国民健康保険と国民年金に加入していれば現場から排除しない」と明確な答弁がありました。

また、従業員5人以上の事業所に社会保険加入が義務付けられていることに触れ「社会保険料などの経費である法定福利費が元請けと下請け間で全額支払われることが前提だ」と指摘。国交相は、法定福利費を内訳明示した見積書に関する施策をいつそう進めるとの考えを示しました。これに対し、清水議員は「約半数が法定福利費が全額支払われていない」という現状を示し、国土交通省が元請けや親会社に強い指導を行うことを求めました。

4月17日付商工新聞3面にも最新の記事が掲載されています。よく読んで正しい知識を身に付けましょう。また困っている人がいたら「相談は民商へ」と呼びかけてください。



業者を紹介してください

浜松民商の会員数は昨年より12名減でした。その中で萩丘、中央、東、駅南支部が増勢でした。また、商工新聞読者増勢は萩丘、中央、東、細江支部でした。

入会のきっかけが多かったのは皆さんからの紹介です。私たちの要求を実現するには、会を大きくすることが重要です。そこで会員みなさん一人ひとりによる紹介が大きな力になります。「入って良かった、良かったことは人にも勧めよう」と、周りの業者に気軽に声かけをお願いします。

☆お知らせ☆

★共済会餅つき大会

浜松民商事務所にて餅つき大会を開催します。ご家族そろってご参加ください！

と き：5月14日(日) 午前10時～

★商工新聞について

5月1日号は休刊、次号は8日号となります。

★2017年国民平和大行進

今年も核兵器廃絶などを求め全国各地で行進します。浜松民商では5月29日(月)～31日(水)に参加予定です。一歩でも二歩でも一緒に参加しませんか？

★静岡県母親大会 in 袋井

と き：6月4日(日)

ところ：静岡理科大学(袋井市)

「誰もが人間らしく生きたいという当たり前の願いを本音で話し合う草の根の女性たちの広場。

「母親が変われば社会が変わる。一人ぼっちのお母さんをなくそう。集まれば元気。話し合えば勇気」が母親大会の合言葉です。託児もできます。ぜひ参加してみてください。どなたでも参加できます。

浜松民商支部別現勢

商工新聞読者

支部	H28. 4. 1	H29. 3. 31	増減	H29. 3. 31	H28. 4. 1	H29. 3. 31
	現勢	実質現勢		現勢	現勢	実質現勢
全体	701	689	-12	689	783	762
三方原	65	65	±0	57	70	66
萩丘	85	88	+3	90	97	98
城北	67	66	-1	65	69	66
北	63	59	-4	59	66	58
東北	68	64	-4	66	67	62
西	60	58	-2	59	66	63
中央	66	72	+6	68	60	67
東	53	54	+1	54	49	50
南	63	60	-3	60	43	41
駅南	52	53	+1	53	152	141
細江	25	25	±0	25	26	27
三ヶ日	6	6	±0	6	6	6
本部	28	19	-9	27	12	17

※実質現勢とは、紹介により入会した場合、紹介者がいる支部に入ったとして計算。また転居等で支部移動した場合は増減しないとして計算。
※現勢は、入退会、移動を含めた実際支部に在籍している人数。



今後の予定

- 5 / 1(月) メーデー
- 3(水)祝 憲法記念日の集い
- 19(金) 浜松総がかり行動
- 24(水) 消費税廃止各界連署名
- 28(日) 計算センター総代会
- 29(月) 本部理事会
- 6 / 3(土) 無料法律相談日 (要予約)
- 14(水) 浜松民商第61回定期総会
- 25(日) 静岡県商工団体連合会定期総会

